

定款

一般社団法人アップサイクル

一般社団法人アップサイクル定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人アップサイクルと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、現代および将来の世代のために持続可能な社会を実現することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 紙資源等や間伐材、食品残渣等をアップサイクルする活動
- (2) 紙資源等を回収する仕組みの構築
- (3) 衣料品、雑貨品、装身具等の企画、製作及び販売
- (4) 一般消費者への周知啓蒙に関する事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員および法人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 当法人が行うサービスの提供・利用を主とする団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。

2 社員については、本条の会費を一般法人法第27条に規定する経費とする。

(会員名簿)

第7条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会又は資格喪失)

第8条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。なお、社員である会員については退社と読み替えるものとする。

- (1) 退会したとき。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとする
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上

(2) 副理事 1名以上

(選任)

第17条 理事及び副理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事及び副理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

3 副理事は理事を補佐し、理事に事故があるときはその職務を代行する。

(解任)

第20条 理事及び副理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(事務局長)

第21条 当法人に、事務局長1名を置く

2 事務局長は、理事及び副理事を補佐し、当法人の事務手続きを執行する。

(報酬等)

第22条 理事、副理事及び事務局長は無報酬とする。ただし会員以外から選出された理事については、報酬等を支給することができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 定款の変更及び財産

(定款の変更)

第24条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(剰余金の分配の禁止)

第25条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産)

第26条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年1月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第28条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所

設立時社員 森原 洋

住所

設立時社員 嘉納 未来

住所

設立時社員 瀧井 和篤

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事ならびに副理事は、次のとおりとする。

住所

設立時理事 森原 洋

住所

設立時理事 嘉納 未来

住所

設立時副理事 海保 学

住所

設立時副理事 甲 勲

(設立時の代表理事)

第30条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

住所

設立時代表理事 森原 洋

(法令の準拠)

第3条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人アップサイクル設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年2月1日

設立時社員 森原 洋

設立時社員 嘉納 未来

設立時社員 瀧井 和篤